

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清明小学校  
校長名 渋谷 正芳

## 令和6年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

児童の自立と社会参加に必要な力の育成を目指し、児童一人一人の個性や障害の状態等の的確な把握に基づき、状態の改善及び調和的な発達を図り、児童の情緒の安定や自己肯定感を高める。

- ・児童一人一人の特性に応じた学び方を身に付けさせることによって、主体的に活動に参加する児童の育成を図る。
- ・障害の状態に応じ、主体的に克服するために必要な力を高め、学校や社会で自信をもって生活できる児童の育成を図る。

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

- ・児童の実態を的確に把握して学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、有効で適切な指導を行う。
- ・個別指導と小集団指導を適切に取り入れ、児童相互の人間関係を深め学校生活や社会生活へ主体的に参加することを目指し、社会性の伸長を図る。

#### 3 指導の重点

- ・自立活動の「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」を中心に指導を行う。
- ・教育活動全般を通して、温かな人間関係を築き、情緒の安定を図る。
- ・児童が自らの特性を理解し、得意とする学習様式・方法を通して、学び方を身に付けられるようにすると共に、苦手な側面の対処方法を身に付ける指導を行う。
- ・日常生活や学習活動に必要な基本的態度の習得と運動機能や感覚機能の改善を図る。
- ・対人関係における課題を改善し、言語の理解を深め、基本的ソーシャルスキルを身に付けさせ、コミュニケーション能力を高める。
- ・周囲の状況に応じて、行動をコントロールできるようにする。
- ・学級担任や保護者、巡回臨床心理士、SC等と連携を図りながら指導効果の向上に努める。

#### 4 その他の配慮事項

- ・特別支援教室担当教員と学級担任が適宜打ち合わせ、連携した指導体制を構築する。
- ・全校児童、保護者に対して、特別支援教室だよりや保護者会での説明等を行い、特別支援教室の理解、啓発に努める。
- ・ICT機器を自立活動に効果的に活用し、通常学級で般化できるようにする。
- ・個別指導計画を活用し、毎回の授業での児童の様子を連絡帳に記入し、学級担任、保護者、管理職と共通理解を図る。